介護保険事業者 各位

旭川市長 今 津 寛 介 (福祉保険部介護保険課担当)

やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定 への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等について(通知)

介護保険制度における地域密着型サービスは、原則としてその事業所が所在する市 区町村の被保険者のみが利用できるものであり、やむを得ない特別な事情がある場合 においては、事前手続きを踏まえ、特例として地域密着型サービス事業所の所在市区 町村長等の同意により、他市区町村の被保険者の利用が可能となっています。

本市では、令和3年1月12日付け旭介保第226号「やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱について」において、本市が同意する基準や同意を求める基準、他市区町村からの転入者に係る利用の要件を定め、これまでも旭川市介護サービス事業者等集団指導において、各関係事業所へ示しているところですが、不適切な事案が散見されております。

<u>同意の手続きがなくサービスを利用された場合は、介護保険の利用ができず、全額自</u> 己負担となりますので、改めて適正な運用についてお知らせいたします。

- 1 やむを得ない事情により、市区町村の区域を越えて地域密着型サービスを利用する ための指定同意について
 - (1) 旭川市の被保険者が他市区町村の地域密着型サービスを利用したいときは、 他市区町村長の同意が必要です。
 - (2) 他市区町村の被保険者が旭川市の地域密着型サービスを利用したいときは、 旭川市の同意が必要です。
 - ※ 手続きには相当の理由と時間が必要となります。内容によっては、利用が認められない場合があります。また、同意の手続きがなくサービスを利用された場合は、介護保険の利用ができず、全額自己負担となります。

2 留意事項

- (1) 他市区町村の被保険者で旭川市に住民票がある場合(住所地特例対象者)は、 旭川市の同意は不要で地域密着型サービスの利用が可能です。
- (2) 旭川市の被保険者で他市区町村に住民票がある場合(住所地特例対象者)は、同意協議が不要で地域密着型サービスの利用が可能です。
- ※ 他市区町村から市内の住所地特例施設に入所・入居しているにも関わらず、 住所地特例の手続きがなされていない(住所を変更していない)事例が散見 されていますので、事前の被保険者証等の確認等について留意してください。

なお,住所地特例施設(グループホームは対象外)や住所地特例の手続きについての 詳細は以下の旭川市ホームページにより確認ください。

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d05 5584.html

3 要綱等

- (1) やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所 の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要 綱
- (2) 本要綱の事業所向け説明用資料 要綱等については、旭川市ホームページにも掲載しています。

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/171/yamuwoenai.html

(担 当)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係電話(直通):25-6485

【住所地特例についての問合せ先】 介護保険課介護保険料係 電話(直通):25-5356